

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 告 示

ページ

- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課) 一
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退 (同) 二
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出 (同) 二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (同) 二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (同) 二
- 県営土地改良事業変更計画の縦覧 (農村振興課) 二
- 地域森林計画の策定 (林業振興課) 三
- 地域森林計画の変更 (同) 三
- 保安林の指定の解除の予定 (森林整備課) 三
- 県営住宅家賃規程の一部を改正する告示 (住宅課) 三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (管財課) 一八
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (食と暮らしの安全推進課) 二一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課) 二三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退 (同) 二三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (産業人材対策課) 二四

○開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 二四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (警察本部会計課) 二四

## 教育委員会

○宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則 二四

○教育委員会定例会の開催 二五

## 選挙管理委員会

○証票の無効 二六

○政治団体の届出 二六

○政治団体の届出事項の異動届 二六

○政治団体の解散届 二七

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和五年分) 二七

○資金管理団体の届出事項の異動届 二七

○資金管理団体の指定取消等の届出 二八

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正(令和四年分) 二八

## 監査委員

○定期監査結果に対する措置の公表 三〇

## 告 示

○宮城県告示第二号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、令和五年十一月十六日次の者を指定した。

令和六年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
奥友 洗二	呼吸器内科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
宮崎 崇	内科	医療法人社団やすらぎの里	登米市南方町鴻ノ木百五十二番
平字 健治	外科	気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉ノ沢八番地二

小笠原紀信 <small>おがさわらのりのぶ</small>	血管外科	みやぎ県南中核病院	柴田郡大河原町字西三十八番地
関根 祐樹 <small>せきね ゆうき</small>	外科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
中村 貴彬 <small>なかむら たかあき</small>	脳神経内科	独立行政法人国立病院機構 宮城病院	巨理郡山元町高瀬字合戦原百番地

○宮城県告示第三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

令和六年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
光澤 志緒 <small>みつざわ しお</small>	脳神経内科	総合南東北病院	岩沼市里の杜二丁目二番五号

○宮城県告示第四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。

令和六年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四五二四〇〇一七九	巨理郡二杉園 巨理郡巨理町途隈鹿 鳥字吹田三十四番地	児童発達支援	巨理町	令和四年四月一日

○宮城県告示第五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和六年一月十二日

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇七〇〇七九三	スマイルクオ美田園 名取市美田園五丁目 四番地四	生活介護	株式会社スマイルゲートパ ートナーズ	令和六年一月一日

○宮城県告示第六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和六年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四一〇七〇〇五七九	生活介護あすもね 名取市美田園五丁目 四一四	生活介護	株式会社ウエ ルシスパー ートナーズ	令和五年十二 月三十一日

○宮城県告示第七号

泉宮藤田地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

令和六年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

なお、この土地改良事業変更計画については不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和六年一月十二日から令和六年二月九日まで

三 縦覧場所

栗原市役所

○宮城県告示第八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により宮城北部地域森林計画を立てたので、同法第六条第七項の規定により次のとおり公表する。

令和六年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 地域森林計画の名称

宮城北部地域森林計画

二 縦覧場所

宮城県庁（水産林政部林業振興課）、宮城県仙台地方振興事務所、宮城県北部地方振興事務所（栗原地域事務所を含む）、宮城県東部地方振興事務所（登米地域事務所を含む）及び宮城県気仙沼地方振興事務所

○宮城県告示第九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により宮城南地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により次のとおり公表する。

令和六年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 地域森林計画の名称

宮城南地域森林計画変更計画

二 縦覧場所

宮城県庁（水産林政部林業振興課）、宮城県大河原地方振興事務所及び宮城県仙台地方振興事務所

○宮城県告示第十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和六年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

栗原市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第十一号

県営住宅家賃規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県営住宅家賃規程の一部を改正する告示

県営住宅家賃規程（昭和五十三年宮城県告示第二百八十号）の一部を次のように改正する。本則第一号の表を次のように改める。

県営黒松第一住宅										住宅名	所在地	建設年度	構造	住戸当たり 積平方メ （トク）	利便性	応益係数	近傍同種の 住宅家賃
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平成二年度	中層耐 火造	五六・一	〇・九五六一	〇・六九三四	五七、九〇円
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	昭和三十四 年度	同	八六・〇	〇・九五六一	〇・八三〇六	六八、一〇円
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	四〇・二	〇・九〇〇〇	〇・三三四	二〇、〇〇円
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平成六年度	同	五四・六	〇・九五〇〇	〇・七〇四六	九四、七〇円
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	五四・六	〇・九五〇〇	〇・七〇四六	九四、九〇円
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	五六・四	〇・九五〇〇	〇・七七七	九七、九〇円
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	六三・四	〇・九五〇〇	〇・八八一	一〇九、七〇円
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	六三・四	〇・九五〇〇	〇・八八一	一〇九、九〇円
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	六三・四	〇・九五〇〇	〇・八八一	一〇九、九〇円
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	六六・〇	〇・九五〇〇	〇・八五二六	一一四、一〇円

		県営折立住宅																		
		同																		
同	昭 和 五 十 二 年 度	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四五・一	四五・一	七九・七	六九・〇	六六・〇	五六・九	七九・七	七六・二	六九・〇	六六・四	六六・〇	六三・四	五六・九	五五・〇	七九・七	七四・九	七四・九	六八・六	六六・〇	六六・〇	
〇・九四三	〇・九四三	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九五〇	
〇・四三九〇	〇・四三九〇	一・〇四二	〇・九〇三	〇・八六二九	〇・七四三九	一・〇三七五	〇・九九二〇	〇・八九八三	〇・八六四四	〇・八五九二	〇・八二五三	〇・七四〇七	〇・七一六〇	一・〇二八五	〇・九六六六	〇・九六六六	〇・八八五二	〇・八五一六	〇・八五一六	
五二、一〇〇円	五二、一〇〇円	一三四、四〇〇円	一八、四〇〇円	一三、一〇〇円	九七、七〇〇円	一四一、八〇〇円	一三四、八〇〇円	二四、一〇〇円	一八、七〇〇円	一八、〇〇〇円	一一、七〇〇円	一〇三、三〇〇円	九八、五〇〇円	一三六、四〇〇円	一二八、五〇〇円	一二八、三〇〇円	一一八、七〇〇円	一一四、五〇〇円	一一四、三〇〇円	

県営新坂住宅		県営桜ヶ丘住宅																		
同		同																		
同	同	同	同	同	同	同	昭 和 五 十 四 年 度	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	高 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六二・七	六二・七	六一・三	六一・三	五九・二	五九・二	四四・九	四四・九	六五・三	六五・三	五七・〇	五七・〇	五六・五	五六・五	五六・五	五六・五	四五・七	四五・七	四五・七	四五・七	
〇・九三〇	〇・九三〇	〇・九三〇	〇・九三〇	〇・九三〇	〇・九三〇	〇・九三〇	〇・九三〇	〇・九四三	〇・九四三	〇・九四三	〇・九四三	〇・九四三	〇・九四三	〇・九四三	〇・九四三	〇・九四三	〇・九四三	〇・九四三	〇・九四三	
〇・六三六五	〇・六三六五	〇・六二三三	〇・六二五五	〇・六〇一〇	〇・五九四五	〇・四五五八	〇・四五〇八	〇・六三三七	〇・六二八八	〇・五五四九	〇・五四八九	〇・五五〇〇	〇・五五〇〇	〇・五四四〇	〇・五四四〇	〇・四四四九	〇・四四四九	〇・四四〇〇	〇・四四〇〇	
六六、九〇〇円	六六、九〇〇円	六五、五〇〇円	六五、五〇〇円	六三、三〇〇円	六三、三〇〇円	四八、六〇〇円	四八、六〇〇円	七、一四〇〇円	七、一四〇〇円	六〇、一〇〇円	六〇、一〇〇円	六四、四〇〇円	五九、八〇〇円	六四、四〇〇円	五九、八〇〇円	五三、五〇〇円	五三、五〇〇円	五三、五〇〇円	五三、五〇〇円	

											県宮新坂住宅 (身体障害者向け住宅)										
											同										
同	同	同	同	昭 和 六 十 年 度	同	同	同	同	同	昭 和 五 十 九 年 度	同	同	昭 和 五 十 四 年 度	同	同	同	平 成 四 年 度	同	同		
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同	同	同		
七 一 ・ 三	六 七 ・ 四	六 七 ・ 四	五 六 ・ 六	五 六 ・ 六	八 三 ・ 八	八 三 ・ 八	七 一 ・ 三	七 一 ・ 三	五 六 ・ 六	五 六 ・ 六	六 二 ・ 四	五 四 ・ 五	五 二 ・ 九	七 六 ・ 八	六 三 ・ 六	六 三 ・ 六	五 四 ・ 二	七 三 ・ 五	七 三 ・ 五		
〇 ・ 九 三 五	〇 ・ 九 三 五	〇 ・ 九 三 五	〇 ・ 九 三 五	〇 ・ 九 三 五	〇 ・ 九 三 五	〇 ・ 九 三 五	〇 ・ 九 三 五	〇 ・ 九 三 五	〇 ・ 九 三 五	〇 ・ 九 三 五	〇 ・ 九 六 三 〇	〇 ・ 九 六 三 〇	〇 ・ 九 六 三 〇	〇 ・ 九 六 三 〇	〇 ・ 九 六 三 〇	〇 ・ 九 六 三 〇	〇 ・ 九 六 三 〇	〇 ・ 九 三 三 〇	〇 ・ 九 三 三 〇		
〇 ・ 七 七 六 三	〇 ・ 七 四 〇	〇 ・ 七 三 三 九	〇 ・ 六 三 一	〇 ・ 六 一 六 二	〇 ・ 九 〇 九 一	〇 ・ 八 九 九 二	〇 ・ 七 七 三 五	〇 ・ 七 六 五 〇	〇 ・ 六 四 〇	〇 ・ 六 〇 七 三	〇 ・ 六 六 一 〇	〇 ・ 五 七 七 二	〇 ・ 五 六 〇 三	〇 ・ 九 八 二 二	〇 ・ 八 一 三 三	〇 ・ 八 一 三 三	〇 ・ 六 九 三 二	〇 ・ 七 四 六 一	〇 ・ 七 三 八 一		
七 七 、 八 〇 〇 円	七 四 、 七 〇 〇 円	七 四 、 七 〇 〇 円	六 二 、 〇 〇 〇 円	六 二 、 〇 〇 〇 円	九 〇 、 八 〇 〇 円	九 〇 、 八 〇 〇 円	七 七 、 二 〇 〇 円	七 七 、 二 〇 〇 円	六 一 、 五 〇 〇 円	六 一 、 五 〇 〇 円	六 九 、 〇 〇 〇 円	六 一 、 二 〇 〇 円	五 八 、 九 〇 〇 円	一 〇 七 、 八 〇 〇 円	八 九 、 四 〇 〇 円	八 九 、 三 〇 〇 円	七 六 、 三 〇 〇 円	七 八 、 〇 〇 〇 円	七 八 、 〇 〇 〇 円		

											県宮広瀬住宅										
											同										
同	同	同	同	昭 和 六 十 三 年 度	同	同	同	同	同	同	同	同	昭 和 六 十 二 年 度	同	同	同	同	同	同		
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
七 一 ・ 三	六 七 ・ 四	六 七 ・ 四	五 六 ・ 六	五 六 ・ 六	八 四 ・ 八	八 四 ・ 八	八 一 ・ 四	八 一 ・ 四	七 一 ・ 三	七 一 ・ 三	六 七 ・ 四	六 七 ・ 四	五 六 ・ 六	五 六 ・ 六	八 三 ・ 八	八 三 ・ 八	八 一 ・ 四	八 一 ・ 四	七 一 ・ 三		
〇 ・ 九 三 五	〇 ・ 九 三 五	〇 ・ 九 三 五	〇 ・ 九 三 五	〇 ・ 九 三 五	〇 ・ 九 三 五	〇 ・ 九 三 五	〇 ・ 九 三 五	〇 ・ 九 三 五	〇 ・ 九 三 五	〇 ・ 九 三 五	〇 ・ 九 三 五	〇 ・ 九 三 五	〇 ・ 九 三 五	〇 ・ 九 三 五	〇 ・ 九 三 五	〇 ・ 九 三 五	〇 ・ 九 三 五	〇 ・ 九 三 五	〇 ・ 九 三 五		
〇 ・ 八 一 二	〇 ・ 七 七 四 四	〇 ・ 七 六 五 九	〇 ・ 六 五 〇 三	〇 ・ 六 四 三 一	〇 ・ 九 六 〇 七	〇 ・ 九 五 〇 二	〇 ・ 九 三 三	〇 ・ 九 一 二	〇 ・ 八 〇 七 八	〇 ・ 七 九 八 九	〇 ・ 七 六 三 六	〇 ・ 七 五 五 二	〇 ・ 六 四 二 二	〇 ・ 六 三 四 二	〇 ・ 九 三 五	〇 ・ 九 二 四	〇 ・ 八 九 六 一	〇 ・ 八 八 六 三	〇 ・ 七 八 四 九		
七 九 、 一 〇 〇 円	七 四 、 四 〇 〇 円	七 四 、 四 〇 〇 円	六 二 、 九 〇 〇 円	六 二 、 九 〇 〇 円	九 四 、 四 〇 〇 円	九 四 、 四 〇 〇 円	九 一 、 〇 〇 〇 円	九 一 、 〇 〇 〇 円	七 九 、 九 〇 〇 円	七 九 、 九 〇 〇 円	七 五 、 九 〇 〇 円	七 五 、 九 〇 〇 円	六 三 、 七 〇 〇 円	六 三 、 七 〇 〇 円	九 一 、 四 〇 〇 円	九 一 、 四 〇 〇 円	八 九 、 四 〇 〇 円	八 九 、 四 〇 〇 円	七 七 、 八 〇 〇 円		

		県営安養寺住宅 (身体障害者向け住宅)			県営支倉住宅										県営広瀬住宅 (身体障害者向け住宅)						
		同			同										同						
同	昭 和 五 十 七 年 度	昭 和 四 十 五 年 度	昭 和 四 十 四 年 度	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平 成 二 年 度	昭 和 五 十 九 年 度	同	同	同	同	同	
同	火 造	中 層 耐 火 造	同	火 造	簡 易 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	高 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	同
六 一 ・ 七	五 一 ・ 五	三 一 ・ 四	三 一 ・ 四	七 九 ・ 四	六 八 ・ 〇	六 六 ・ 〇	六 六 ・ 〇	六 五 ・ 八	六 五 ・ 八	六 五 ・ 三	五 三 ・ 三	五 二 ・ 八	五 二 ・ 四	七 一 ・ 三	八 四 ・ 八	八 四 ・ 八	八 一 ・ 四	八 一 ・ 四	八 一 ・ 四	七 一 ・ 三	
〇 ・ 九 五 三 一	〇 ・ 九 五 三 一	〇 ・ 九 五 〇 八	〇 ・ 九 五 〇 八	〇 ・ 九 六 五 八	〇 ・ 九 六 五 八	〇 ・ 九 六 五 八	〇 ・ 九 六 五 八	〇 ・ 九 六 五 八	〇 ・ 九 六 五 八	〇 ・ 九 六 五 八	〇 ・ 九 六 五 八	〇 ・ 九 六 五 八	〇 ・ 九 六 五 八	〇 ・ 九 五 三 五	〇 ・ 九 三 三 五	〇 ・ 九 三 三 五	〇 ・ 九 三 三 五	〇 ・ 九 三 三 五	〇 ・ 九 三 三 五	〇 ・ 九 三 三 五	
〇 ・ 六 七 七 八	〇 ・ 五 六 五 八	〇 ・ 一 八 二 八	〇 ・ 一 七 四 七	〇 ・ 九 九 一 四	〇 ・ 八 四 九 〇	〇 ・ 八 二 四 〇	〇 ・ 八 二 四 〇	〇 ・ 八 二 六	〇 ・ 八 二 六	〇 ・ 八 一 五 三	〇 ・ 六 六 五 五	〇 ・ 六 五 九 三	〇 ・ 六 五 四 二	〇 ・ 八 〇 七 四	〇 ・ 九 七 四 三	〇 ・ 九 六 三 七	〇 ・ 九 三 五 三	〇 ・ 九 二 五 〇	〇 ・ 九 二 五 〇	〇 ・ 八 一 九 二	
六 八 ・ 七 〇 〇 円	五 七 ・ 九 〇 〇 円	四 〇 ・ 六 〇 〇 円	四 一 ・ 一 〇 〇 円	八 七 ・ 二 〇 〇 円	七 三 ・ 九 〇 〇 円	七 三 ・ 三 〇 〇 円	七 一 ・ 七 〇 〇 円	七 三 ・ 二 〇 〇 円	七 一 ・ 五 〇 〇 円	七 一 ・ 一 〇 〇 円	五 八 ・ 五 〇 〇 円	五 七 ・ 六 〇 〇 円	五 七 ・ 七 〇 〇 円	七 七 ・ 三 〇 〇 円	九 三 ・ 九 〇 〇 円	九 三 ・ 九 〇 〇 円	八 八 ・ 九 〇 〇 円	八 八 ・ 九 〇 〇 円	八 八 ・ 九 〇 〇 円	七 九 ・ 一 〇 〇 円	

県営燕沢住宅						県営若切住宅						県営蒲生住宅				県営梶の杜住宅								
同						同						同				同								
同	昭 和 六 十 年 度	同	同	同	昭 和 五 十 九 年 度	同	同	同	同	同	同	昭 和 五 十 八 年 度	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	高 層 耐 火 造	同	同	同	同	同
六 〇 ・ 一	六 〇 ・ 一	六 八 ・ 四	六 八 ・ 四	六 〇 ・ 一	六 〇 ・ 一	六 八 ・ 四	六 八 ・ 四	六 〇 ・ 一	六 〇 ・ 一	七 二 ・ 二	六 四 ・ 六	六 〇 ・ 五	七 六 ・ 一	六 七 ・ 三	六 一 ・ 二	五 一 ・ 三	五 〇 ・ 四	七 七 ・ 七	七 五 ・ 三					
〇 ・ 九 一 三	〇 ・ 九 〇 三	〇 ・ 九 一 三	〇 ・ 九 〇 三	〇 ・ 九 一 三	〇 ・ 九 一 三	〇 ・ 九 一 〇 〇	〇 ・ 九 〇 〇 〇	〇 ・ 九 一 〇 〇	〇 ・ 九 〇 〇 〇	〇 ・ 九 一 〇 〇	〇 ・ 九 一 〇 〇	〇 ・ 九 一 〇 〇	〇 ・ 九 五 三 三	〇 ・ 九 五 三 三	〇 ・ 九 五 三 三	〇 ・ 九 五 三 三	〇 ・ 九 五 三 三	〇 ・ 八 五 三 三	〇 ・ 九 五 三 三					
〇 ・ 六 六 〇 〇	〇 ・ 六 五 三 八	〇 ・ 七 四 〇 三	〇 ・ 七 三 三 一	〇 ・ 六 五 〇 四	〇 ・ 六 四 三 三	〇 ・ 七 八 三	〇 ・ 七 二 〇 三	〇 ・ 六 三 九 九	〇 ・ 六 三 三 九	〇 ・ 七 六 一 一	〇 ・ 六 八 一 〇	〇 ・ 六 三 七 八	〇 ・ 八 三 六 〇	〇 ・ 七 三 九 三	〇 ・ 六 七 三 三	〇 ・ 五 六 三 五	〇 ・ 五 五 三 六	〇 ・ 八 五 三 六	〇 ・ 八 二 七 二					
六 七 ・ 三 〇 〇 円	六 七 ・ 三 〇 〇 円	七 二 ・ 七 〇 〇 円	七 二 ・ 七 〇 〇 円	六 四 ・ 二 〇 〇 円	六 四 ・ 二 〇 〇 円	六 五 ・ 六 〇 〇 円	六 五 ・ 六 〇 〇 円	五 八 ・ 四 〇 〇 円	五 八 ・ 四 〇 〇 円	七 三 ・ 四 〇 〇 円	六 五 ・ 八 〇 〇 円	六 一 ・ 七 〇 〇 円	八 七 ・ 二 〇 〇 円	七 七 ・ 二 〇 〇 円	六 九 ・ 三 〇 〇 円	五 八 ・ 九 〇 〇 円	五 七 ・ 九 〇 〇 円	八 七 ・ 八 〇 〇 円	八 六 ・ 二 〇 〇 円					



県営将監第二住宅							県営将監第一住宅 (身体障害者向け住宅)	県営将監第一住宅												
同							同	同												
同	同	同	同	同	昭 和 四 十 六 年 度	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	昭 和 四 十 五 年 度	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四〇・八	四〇・八	四〇・八	四〇・八	四〇・八	四〇・二	四〇・二	四〇・二	四〇・二	八〇・五	七九・九	七九・六	七九・四	六三・一	五七・六	四〇・二	四〇・二	四〇・二	四〇・二	四〇・二	四〇・二
〇・九六二七	〇・九六二七	〇・九六二七	〇・九六二七	〇・九六二七	〇・九三三七	〇・九三三七	〇・九三三七	〇・九六五〇	〇・九六五〇	〇・九六五〇	〇・九六五〇	〇・九六五〇	〇・九六五〇	〇・九六五〇	〇・九六五〇	〇・九六五〇	〇・九六五〇	〇・九二五〇	〇・九一五〇	〇・九二四四
〇・四六九一	〇・四六四九	〇・四三七一	〇・三六一二	〇・三五七三	〇・三四九四	〇・三四五六	〇・四五九〇	〇・九三二六	〇・八八六六	〇・九〇九一	〇・八一五四	〇・七四六九	〇・六八一八	〇・四六五二	〇・四五九〇	〇・四四六〇	〇・三五〇三	〇・三四六五	〇・三三七〇	
五七、五〇〇円	五六、七〇〇円	四四、一〇〇円	二九、一〇〇円	二九、一〇〇円	二七、六〇〇円	二七、六〇〇円	六〇、八〇〇円	一一、二〇〇円	一一、七〇〇円	一一、六〇〇円	八五、六〇〇円	一〇四、四〇〇円	一〇一、一〇〇円	六〇、五〇〇円	六〇、八〇〇円	五一、六〇〇円	三〇、九〇〇円	三〇、九〇〇円	三、一〇〇〇円	

県営将監第五住宅							県営将監第四住宅				県営将監第三住宅								
同							同				同								
同	同	同	昭 和 五 十 年 度	同	同	同	昭 和 四 十 九 年 度	同	同	昭 和 四 十 七 年 度	同	同	昭 和 四 十 九 年 度	同	昭 和 四 十 七 年 度	同	同	同	同
同	同	同	簡 易 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六一・四	六一・四	六一・四	六一・四	五七・九	五七・九	四四・六	四四・六	四三・五	四三・五	四三・五	四四・六	四四・六	四四・六	四三・五	四三・五	八一・七	七九・九	六四・三	五八・二
〇・九二四四	〇・九三三四	〇・九二四四	〇・九二四四	〇・九二四四	〇・九二四四	〇・九二四四	〇・九二四四	〇・九六三四	〇・九三三四	〇・九二四四	〇・九六五〇	〇・九三五四	〇・九二五〇	〇・九二五〇	〇・九二五〇	〇・九六三七	〇・九六三七	〇・九六三七	〇・九六三七
〇・五八四五	〇・五八三三	〇・五七八一	〇・五七六九	〇・五四一七	〇・五三九九	〇・四一七三	〇・四二二八	〇・四六五六	〇・三九二〇	〇・三八七八	〇・四九三八	〇・四一七五	〇・四一三〇	〇・三九三一	〇・三八八九	〇・九三九五	〇・九一〇五	〇・七三九四	〇・六六九二
四五、七〇〇円	四三、七〇〇円	四五、七〇〇円	四三、七〇〇円	五〇、二〇〇円	五〇、二〇〇円	四一、〇〇〇円	四一、〇〇〇円	五〇、七〇〇円	三五、六〇〇円	三五、六〇〇円	五一、四〇〇円	三六、三〇〇円	三六、三〇〇円	三六、九〇〇円	三六、九〇〇円	一一五、一〇〇円	一一三、五〇〇円	八七、六〇〇円	八五、〇〇〇円

県営加茂第二住宅											県営加茂住宅								
同											同								
同	同	同	同	同	昭 和 六 十 年 度	同	同	同	同	同	昭 和 五 十 八 年 度	同	同	同	昭 和 五 十 七 年 度	同	昭 和 五 十 五 年 度	同	昭 和 五 十 八 年 度
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中 層 耐 火 造
七二・二	七二・二	六四・六	六四・六	六〇・五	六〇・五	六四・六	六四・六	六〇・七	六〇・七	六〇・五	六〇・五	六八・四	六八・四	六〇・一	六〇・一	五七・〇	五七・〇	六〇・七	六〇・七
〇・九一六四	〇・九〇六四	〇・九一六四	〇・九〇六四	〇・九一六四	〇・九〇六四	〇・九一六四	〇・九〇六四	〇・九一六四	〇・九〇六四	〇・九〇六四	〇・九〇六四	〇・九一六一	〇・九〇六一	〇・九一六一	〇・九〇六一	〇・九一六一	〇・九〇六一	〇・九二四四	〇・九一四四
〇・七九七三	〇・七八八六	〇・七三三四	〇・七〇五六	〇・六六八一	〇・六六〇八	〇・六九二六	〇・六八五一	〇・六五〇八	〇・六四三七	〇・六四八七	〇・六四一六	〇・七三三三	〇・七一四三	〇・六三四五	〇・六二七六	〇・五八三五	〇・五七七一	〇・六五六五	〇・六四九四
七八、一〇〇円	七八、一〇〇円	七〇、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	六五、八〇〇円	六五、八〇〇円	六八、七〇〇円	六八、七〇〇円	六四、八〇〇円	六四、八〇〇円	六四、六〇〇円	六四、六〇〇円	六七、五〇〇円	六七、五〇〇円	六〇、一〇〇円	六〇、一〇〇円	五四、〇〇〇円	五四、〇〇〇円	七五、三〇〇円	七五、三〇〇円

県営黒松第四住宅				県営加茂第三住宅			県営七北田住宅					県営虹の丘住宅							
同				同			同					同							
同	平 成 三 年 度	同	同	同	平 成 元 年 度	同	同	同	昭 和 六 十 三 年 度	同	同	同	昭 和 六 十 一 年 度	同	同	同	同	同	昭 和 六 十 三 年 度
同	同	同	同	同	中 層 耐 火 造	同	同	同	高 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五五・六	五〇・六	六八・四	六〇・一	六八・四	六〇・一	七五・六	七四・四	六六・四	五六・九	六八・四	六八・四	六〇・一	六〇・一	七二・二	七二・二	六四・六	六四・六	六〇・五	六〇・五
〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九二四二	〇・九二四二	〇・九一六一	〇・九一六一	一、〇〇〇〇	一、〇〇〇〇	一、〇〇〇〇	一、〇〇〇〇	〇・九二四四	〇・九二四四	〇・九二四四	〇・九二四四	〇・九一六四	〇・九一六四	〇・九一六四	〇・九〇六四	〇・九一六四	〇・九〇六四
〇・六九六一	〇・六三三五	〇・八〇六二	〇・七〇八三	〇・七九九一	〇・七〇二二	〇・九五〇八	〇・九三三八	〇・八三五一	〇・七一五六	〇・七七三二	〇・七六四七	〇・六七九三	〇・六七一九	〇・八三三一	〇・八三三一	〇・七四四六	〇・七三六四	〇・六九七三	〇・六八九七
六一、三〇〇円	五六、一〇〇円	七〇、五〇〇円	六三、五〇〇円	六八、七〇〇円	六一、二〇〇円	九八、七〇〇円	九三、一〇〇円	八七、四〇〇円	七六、五〇〇円	八四、一〇〇円	八四、一〇〇円	七三、九〇〇円	七三、九〇〇円	七五、四〇〇円	七五、四〇〇円	六七、五〇〇円	六七、五〇〇円	六三、八〇〇円	六三、八〇〇円

県営松陵住宅																				
同																				
同	同	同	平成五年度	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	中層耐火造	同	同	同	同	高層耐火造	同	同	同	中層耐火造	同	同	同	同	同	高層耐火造	同	同
六三・一	六二・九	五二・六	五〇・四	八一・九	七〇・六	六七・七	五八・五	五七・七	七九・八	六六・七	五五・六	五〇・六	八一・九	七〇・六	六七・七	五八・五	五七・七	七九・八	六六・七	
〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	
〇・六三四七	〇・六三三七	〇・五二九一	〇・五〇六九	一・〇六三〇	〇・九一六三	〇・八七八七	〇・七五九三	〇・七四八八	一・〇三三七	〇・八六五七	〇・七二二六	〇・六五六七	一・〇二五五	〇・八八三九	〇・八四七六	〇・七三三五	〇・七三三四	〇・九九九一	〇・八三五一	
八三、五〇〇円	八四、一〇〇円	六九、七〇〇円	六七、二〇〇円	二八、四〇〇円	一一、七〇〇円	一〇、六五〇円	九一、二〇〇円	九〇、八〇〇円	二二、四〇〇円	九七、〇〇〇円	七九、〇〇〇円	七四、九〇〇円	九二、三〇〇円	七九、六〇〇円	七六、三〇〇円	六五、九〇〇円	六四、五〇〇円	八八、八〇〇円	七三、八〇〇円	

県営石巻蛇田住宅																				
石巻市																				
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平成六年度	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
七九・四	七四・八	六六・七	六六・一	六五・九	六五・五	六三・八	六三・六	六三・一	六二・九	五二・六	五〇・四	七九・四	七四・八	六六・七	六六・一	六五・九	六五・五	六三・八	六三・六	
〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	〇・九九六九	
〇・八〇六四	〇・七五九六	〇・六七七四	〇・六七一三	〇・六六九三	〇・六六五二	〇・六四七九	〇・六四五九	〇・六四〇八	〇・六三三八	〇・五三四二	〇・五一一八	〇・七九八七	〇・七五四四	〇・六七〇九	〇・六六四九	〇・六六二九	〇・六五八八	〇・六四二八	〇・六三九七	
一一、一〇〇円	一〇、四六〇円	九六、八〇〇円	九三、四〇〇円	九四、一〇〇円	九四、八〇〇円	九〇、六〇〇円	八九、四〇〇円	九〇、三〇〇円	九一、〇〇〇円	七五、五〇〇円	七二、七〇〇円	一〇三、五〇〇円	九六、六〇〇円	八九、五〇〇円	八六、三〇〇円	八七、〇〇〇円	八七、六〇〇円	八三、七〇〇円	八二、六〇〇円	

県宮石巻吉野住宅 (身体障害者向け住宅)	同										同						同			
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	昭 和 五 十 九 年 度	同	同	同	昭 和 五 十 三 年 度	同	昭 和 五 十 二 年 度	昭 和 五 十 一 年 度	同	昭 和 五 十 年 度
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	高 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	六三・二	七七・二	七七・二	七四・九	七四・九	六三・二	六三・二	六二・二	六二・二	四九・五	四九・五	六六・七	五九・三	五五・九	四五・〇	五五・九	五五・九	五五・九	五一・二	四四・六
	〇・九六五	〇・九三九	〇・九二九	〇・九三九	〇・九二九	〇・九三九	〇・九二九	〇・九三九	〇・九二九	〇・九三九	〇・九二九	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二二	〇・九二六	〇・九二六	〇・九二六	〇・九二七	〇・九二七
	〇・五四〇	〇・六三四	〇・六二七	〇・六一七	〇・六〇九	〇・五九五	〇・五三九	〇・五二三	〇・五〇七	〇・四六九	〇・四二五	〇・四九七	〇・四三四	〇・四八〇	〇・三六五	〇・四二二	〇・四〇六	〇・三六九	〇・三二九	〇・三二九
	五八一〇〇円	七四六〇〇円	七四六〇〇円	七一、五〇〇円	七一、五〇〇円	六一、二〇〇円	六一、二〇〇円	五九、八〇〇円	五九、八〇〇円	四八一〇〇円	四八一〇〇円	四五、二〇〇円	四〇、二〇〇円	三八、一〇〇円	三一、三〇〇円	三九、三〇〇円	三九、二〇〇円	三七、二〇〇円	三七、一〇〇円	三三、六〇〇円

	県宮石巻渡波住宅 (老人世帯向け住宅)				県宮石巻渡波住宅				県宮石巻西境谷地住宅				県宮石巻黄金浜住宅				県宮石巻門脇住宅				県宮桃生中津山住宅				県宮河南鹿又住宅			
	同				同				同				同				同				同				同			
昭 和 五 十 一 年 度	同	同	同	昭 和 五 十 年 度	同	同	同	平 成 九 年 度	同	同	同	平 成 四 年 度	同	同	同	平 成 二 年 度	同	昭 和 六 十 三 年 度	平 成 二 年 度	昭 和 六 十 三 年 度	同	昭 和 五 十 八 年 度						
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中 層 耐 火 造	同	木 造	同	木 造	同	中 層 耐 火 造							
三二・七	五七・九	五七・九	五一・二	五一・二	六五・三	五五・八	七七・八	六五・三	七二・八	六六・八	四八・三	六八・四	六〇・一	六八・四	六〇・一	六六・四	六六・四	六六・四	六六・四	六四・六	六〇・五							
〇・九八三	〇・九八三	〇・九八三	〇・九八三	〇・九八三	〇・九八四	〇・九六八	〇・九六八	〇・九六八	〇・九八八	〇・九八八	〇・九八一	〇・九七二	〇・九七二	〇・九三四	〇・九三四	〇・九二七	〇・九二七	〇・九二七	〇・九二七	〇・九一五	〇・九六五							
〇・二三八	〇・四一九	〇・四一五	〇・三七一	〇・三七〇	〇・六五八	〇・五五七	〇・七七七	〇・六五八	〇・七二八	〇・六五三	〇・四七三	〇・六一九	〇・五四〇	〇・六二七	〇・五九六	〇・四九三	〇・四八二	〇・四八二	〇・四八二	〇・五一五	〇・四八五							
三三、七〇〇円	三三、二〇〇円	三三、二〇〇円	二九、四〇〇円	二九、四〇〇円	一〇、二〇〇円	八、七〇〇円	二二、八〇〇円	一〇、二〇〇円	五、一〇〇円	五、七〇〇円	三、七〇〇円	四、一〇〇円	四、一〇〇円	六、一五〇円	五、一〇〇円	二、七〇〇円	二、七〇〇円	二、七〇〇円	二、七〇〇円	五、八〇〇円	五、四〇〇円							

	県営塩釜北浜住宅		県営塩釜康塚住宅				県営塩釜清水沢住宅												
	同		同				塩竈市												
昭 和 五 十 六 年 度	同	昭 和 五 十 五 年 度	同	同	同	昭 和 五 十 四 年 度	同	同	同	平 成 四 年 度	同	同	同	平 成 元 年 度	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
五 九 ・ 三	六 三 ・ 一	六 三 ・ 一	五 九 ・ 三	五 九 ・ 三	五 七 ・ 〇	五 七 ・ 〇	七 七 ・ 七	六 四 ・ 六	六 四 ・ 〇	五 一 ・ 〇	七 七 ・ 七	六 四 ・ 六	六 四 ・ 〇	五 一 ・ 〇	五 七 ・ 九	五 七 ・ 九	五 一 ・ 二	五 一 ・ 二	三 二 ・ 七
〇 ・ 九 二 九 九	〇 ・ 九 四 一 四	〇 ・ 九 三 四	〇 ・ 九 六 〇 〇	〇 ・ 九 五 〇 〇	〇 ・ 九 六 〇 〇	〇 ・ 九 五 〇 〇	〇 ・ 九 三 八 三	〇 ・ 九 三 八 三	〇 ・ 九 三 八 三	〇 ・ 九 三 八 三	〇 ・ 九 三 八 三	〇 ・ 九 三 八 三	〇 ・ 九 三 八 三	〇 ・ 九 三 八 三	〇 ・ 九 三 八 三	〇 ・ 九 二 八 三	〇 ・ 九 三 八 三	〇 ・ 九 二 八 三	〇 ・ 九 三 八 三
〇 ・ 四 六 九 四	〇 ・ 四 九 七 八	〇 ・ 四 九 二 五	〇 ・ 四 六 九 六	〇 ・ 四 六 四 七	〇 ・ 四 五 一 四	〇 ・ 四 四 六 七	〇 ・ 七 六 〇	〇 ・ 六 〇 三 六	〇 ・ 五 九 八 一	〇 ・ 四 七 六 六	〇 ・ 六 九 七 三	〇 ・ 五 七 九 七	〇 ・ 五 七 四 四	〇 ・ 四 五 七 七	〇 ・ 四 二 六 七	〇 ・ 四 三 二 一	〇 ・ 三 七 七 三	〇 ・ 三 七 三 三	〇 ・ 二 四 〇 九
三 八 ・ 一 〇〇 円	三 八 ・ 一 〇〇 円	三 八 ・ 一 〇〇 円	三 八 ・ 一 〇〇 円	三 八 ・ 一 〇〇 円	三 六 ・ 九 〇〇 円	三 六 ・ 九 〇〇 円	七 八 ・ 七 〇〇 円	六 五 ・ 五 〇〇 円	六 四 ・ 九 〇〇 円	五 一 ・ 七 〇〇 円	五 六 ・ 五 〇〇 円	四 七 ・ 〇 〇〇 円	四 六 ・ 六 〇〇 円	三 七 ・ 二 〇〇 円	三 五 ・ 五 〇〇 円	三 五 ・ 五 〇〇 円	三 三 ・ 〇 〇〇 円	三 三 ・ 〇 〇〇 円	三 三 ・ 七 〇〇 円

県営本吉大沢住宅		県営気仙沼鹿折住宅		県営塩釜舟人住宅													県営塩釜天満崎住宅		
同		気仙沼市		同													同		
同	平 成 元 年 度	昭 和 五 十 三 年 度	同	昭 和 五 十 一 年 度	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	昭 和 六 十 二 年 度	同	同	同
同	木 造	同	同	中 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	高 層 耐 火 造	同	同	同
六 八 ・ 八	六 六 ・ 四	五 二 ・ 五	五 二 ・ 五	五 一 ・ 二	七 九 ・ 九	七 九 ・ 九	七 九 ・ 二	七 九 ・ 二	六 九 ・ 〇	六 九 ・ 〇	六 八 ・ 七	六 八 ・ 七	六 八 ・ 四	六 八 ・ 四	五 七 ・ 〇	五 七 ・ 〇	六 一 ・ 八	六 一 ・ 八	五 九 ・ 三
〇 ・ 九 三 三	〇 ・ 九 三 三	〇 ・ 九 二 七	〇 ・ 九 二 七	〇 ・ 九 二 七	〇 ・ 九 三 二	〇 ・ 九 三 二	〇 ・ 九 三 二	〇 ・ 九 三 二	〇 ・ 九 三 二	〇 ・ 九 三 二	〇 ・ 九 三 二	〇 ・ 九 三 二	〇 ・ 九 三 二	〇 ・ 九 三 二	〇 ・ 九 三 二	〇 ・ 九 二 二	〇 ・ 九 五 九	〇 ・ 九 五 九	〇 ・ 九 三 九 九
〇 ・ 四 七 〇 五	〇 ・ 四 五 四 一	〇 ・ 三 六 三 〇	〇 ・ 三 五 二 二	〇 ・ 三 四 二 五	〇 ・ 六 九 二 一	〇 ・ 六 八 四 六	〇 ・ 六 八 六 〇	〇 ・ 六 七 八 六	〇 ・ 五 九 七 六	〇 ・ 五 九 二 二	〇 ・ 五 九 五 〇	〇 ・ 五 八 八 六	〇 ・ 五 九 二 四	〇 ・ 五 八 六 一	〇 ・ 四 九 三 七	〇 ・ 四 八 八 四	〇 ・ 四 九 四 四	〇 ・ 四 八 九 一	〇 ・ 四 七 四 四
三 〇 ・ 四 〇〇 円	二 九 ・ 五 〇〇 円	三 三 ・ 〇 〇〇 円	三 三 ・ 二 〇〇 円	三 一 ・ 七 〇〇 円	七 〇 ・ 七 〇〇 円	七 〇 ・ 七 〇〇 円	六 九 ・ 九 〇〇 円	六 九 ・ 九 〇〇 円	六 一 ・ 一 〇〇 円	六 一 ・ 一 〇〇 円	六 〇 ・ 八 〇〇 円	六 〇 ・ 八 〇〇 円	六 〇 ・ 六 〇〇 円	六 〇 ・ 六 〇〇 円	五 〇 ・ 五 〇〇 円	五 〇 ・ 五 〇〇 円	四 〇 ・ 六 〇〇 円	四 〇 ・ 六 〇〇 円	三 八 ・ 一 〇〇 円

			県営名取取が丘 四丁目住宅				県営名取飯野坂住 宅						県営名取田高住宅			県営白石寿山住宅			
			同				同						名取市			白石市			
同	同	平成五年度	同	同	同	平成七年度	同	同	同	同	同	平成四年度	同	同	昭 和 五 十 一 年 度	同	同	同	昭 和 四 十 九 年 度
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中 層 耐 火 造
六五・一	五八・一	五五・一	七八・六	七〇・四	六五・七	五五・〇	七九・九	七三・〇	七二・八	六六・八	六三・五	四八・三	五五・九	五二・五	五一・二	四六・五	四六・五	四六・五	四六・五
〇・九七〇六	〇・九七〇六	〇・九七〇六	〇・九七七七	〇・九七七七	〇・九七一七	〇・九七一七	〇・九六九九	〇・九六九九	〇・九六九九	〇・九六九九	〇・九六九九	〇・九六九九	〇・九三六四	〇・九三六四	〇・九三六四	〇・九二七九	〇・九二七九	〇・九二七九	〇・九二七九
〇・六八一	〇・六〇六九	〇・五七五六	〇・八三三六	〇・七四六六	〇・六九六八	〇・五八三三	〇・八三三三	〇・七五二二	〇・七五〇一	〇・六八八二	〇・六五四三	〇・四九七六	〇・四三八六	〇・四二一八	〇・四〇一六	〇・三〇五七	〇・三〇五七	〇・三〇二四	〇・三〇二四
八〇、五〇〇円	七〇、二〇〇円	六七、二〇〇円	一一五、八〇〇円	一〇五、七〇〇円	九八、八〇〇円	八五、四〇〇円	七三、二〇〇円	六三、六〇〇円	六三、六〇〇円	六三、三〇〇円	五七、四〇〇円	四三、七〇〇円	三九、三〇〇円	三六、六〇〇円	三五、九〇〇円	二八、〇〇〇円	二一、五〇〇円	二八、〇〇〇円	二一、五〇〇円

			県営角田横倉住宅		県営名取増田住宅						県営名取手倉田第 二住宅				県営名取谷津山住 宅				
			角田市		同						同				同				
同	昭 和 三 十 三 年 度	同	平成五年度	同	同	平成三年度	同	昭 和 六 十 一 年 度	同	昭 和 六 十 年 度	同	同	平成二 十五 年 度	昭 和 五 十 六 年 度	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三六・四	三六・四	七四・四	六四・四	七九・九	六七・二	五六・一	六〇・七	六〇・七	六〇・七	六〇・七	七六・七	六五・〇	三八・〇	六一・八	七九・六	七四・九	六八・四	六七・五	六五・五
〇・九三六〇	〇・九三六〇	〇・九五四一	〇・九五四一	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	〇・九六〇〇	〇・九五〇〇	〇・九六〇〇	〇・九五〇〇	〇・九六六四	〇・九六六四	〇・九六六四	〇・九四六四	〇・九七〇六	〇・九七〇六	〇・九七〇六	〇・九七〇六	〇・九七〇六
〇・二二一八	〇・二〇九六	〇・六六八五	〇・五七八六	〇・八三七六	〇・七〇四四	〇・五八八〇	〇・五六九九	〇・五六四〇	〇・五六一八	〇・五五五九	〇・九〇〇二	〇・七六二九	〇・四四六〇	〇・五三二〇	〇・八三二六	〇・七八二五	〇・七一四六	〇・七〇五一	〇・六八四二
一一、一〇〇〇円	一一、一〇〇〇円	九八、五〇〇円	八六、八〇〇円	六三、三〇〇円	五三、二〇〇円	四五、〇〇〇円	五三、三〇〇円	五三、三〇〇円	五二、〇〇〇円	五二、〇〇〇円	一一〇、三〇〇円	一一〇、五〇〇円	六四、六〇〇円	四七、二〇〇円	九五、六〇〇円	九〇、八〇〇円	八二、四〇〇円	八二、七〇〇円	七九、五〇〇円

宅 県宮多賀城八幡住																			
多賀城市																			
同	同	同	同	同	昭 和 六 十 一 年 度	同	同	同	同	同	同	同	昭 和 六 十 年 度	同	昭 和 四 十 一 年 度	同	昭 和 三 十 五 年 度	同	昭 和 三 十 四 年 度
同	同	同	同	同	中 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同	高 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	同
七 八 ・ 三	七 八 ・ 三	六 八 ・ 二	六 八 ・ 二	五 五 ・ 三	五 五 ・ 三	六 八 ・ 九	六 八 ・ 九	六 八 ・ 九	六 八 ・ 九	六 二 ・ 〇	六 二 ・ 〇	五 三 ・ 六	五 三 ・ 六	四 〇 ・ 三	四 〇 ・ 三	三 六 ・ 四	三 六 ・ 四	三 六 ・ 四	三 六 ・ 四
〇 ・ 九 三 六 〇	〇 ・ 九 二 六 〇	〇 ・ 九 三 六 〇	〇 ・ 九 二 六 〇	〇 ・ 九 三 六 〇	〇 ・ 九 二 六 〇	〇 ・ 九 三 六 〇	〇 ・ 九 三 六 〇	〇 ・ 九 二 六 〇	〇 ・ 九 二 六 〇	〇 ・ 九 三 六 〇	〇 ・ 九 二 六 〇	〇 ・ 九 三 六 〇	〇 ・ 九 二 六 〇	〇 ・ 九 三 六 〇	〇 ・ 九 二 六 〇	〇 ・ 九 三 六 〇	〇 ・ 九 二 六 〇	〇 ・ 九 三 六 〇	〇 ・ 九 二 六 〇
〇 ・ 七 六 一 七	〇 ・ 七 五 三 五	〇 ・ 六 六 三 四	〇 ・ 六 五 六 三	〇 ・ 五 三 七 九	〇 ・ 五 三 一 一	〇 ・ 六 六 〇 六	〇 ・ 六 六 〇 六	〇 ・ 六 五 三 六	〇 ・ 六 五 三 六	〇 ・ 五 九 四 四	〇 ・ 五 八 八 一	〇 ・ 五 三 三 九	〇 ・ 五 〇 八 四	〇 ・ 二 七 九 五	〇 ・ 二 七 六 五	〇 ・ 二 三 三 〇	〇 ・ 二 二 九 六	〇 ・ 二 二 六 九	〇 ・ 二 二 四 六
七 七、 〇〇〇 円	七 七、 〇〇〇 円	六 七、 四〇〇 円	六 七、 四〇〇 円	五 四、 九〇〇 円	五 四、 九〇〇 円	六 五、 三〇〇 円	六 四、 四〇〇 円	六 五、 三〇〇 円	六 四、 四〇〇 円	五 九、 一〇〇 円	五 九、 一〇〇 円	五 一、 一〇〇 円	五 一、 一〇〇 円	一 八、 三〇〇 円	一 八、 三〇〇 円	一 三、 〇〇〇 円	一 三、 〇〇〇 円	一 二、 〇〇〇 円	一 二、 〇〇〇 円

宅 県宮若沼亀塚住宅					宅 県宮多賀城浮島住宅										宅 県宮多賀城中峯元住宅		宅 県宮多賀城大代住宅			
岩沼市					同										同		同			
同	同	同	同	同	昭 和 四 十 九 年 度	同	昭 和 四 十 七 年 度	同	同	同	同	同	昭 和 五 十 三 年 度	同	昭 和 五 十 二 年 度	同	昭 和 五 十 年 度	同	平 成 三 年 度	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五 七 ・ 九	五 七 ・ 九	四 六 ・ 五	四 六 ・ 五	四 四 ・ 六	四 四 ・ 六	四 三 ・ 五	四 三 ・ 五	六 六 ・ 七	六 六 ・ 七	五 五 ・ 九	五 五 ・ 九	四 五 ・ 〇	四 五 ・ 〇	五 七 ・ 〇	五 七 ・ 〇	四 六 ・ 五	四 六 ・ 五	六 八 ・ 〇	五 五 ・ 〇	
〇 ・ 九 四 七 八	〇 ・ 九 三 七 八	〇 ・ 九 四 七 八	〇 ・ 九 三 七 八	〇 ・ 九 四 七 八	〇 ・ 九 三 七 八	〇 ・ 九 四 八 七	〇 ・ 九 三 八 七	〇 ・ 九 五 六 六	〇 ・ 九 四 六 六	〇 ・ 九 五 六 六	〇 ・ 九 四 六 六	〇 ・ 九 五 六 六	〇 ・ 九 四 六 六	〇 ・ 九 五 六 六	〇 ・ 九 四 六 六	〇 ・ 九 三 三 九	〇 ・ 九 三 三 九	〇 ・ 九 六 七	〇 ・ 九 六 七	
〇 ・ 四 一 六 六	〇 ・ 四 一 三 三	〇 ・ 三 三 四 五	〇 ・ 三 三 一 〇	〇 ・ 三 三 〇 九	〇 ・ 三 二 七 五	〇 ・ 三 三 〇 四	〇 ・ 二 九 九 二	〇 ・ 五 八 七 〇	〇 ・ 五 八 〇 八	〇 ・ 四 九 二 〇	〇 ・ 四 八 六 八	〇 ・ 三 九 六 〇	〇 ・ 三 九 一 九	〇 ・ 四 九 三 五	〇 ・ 四 八 八 三	〇 ・ 三 七 六 〇	〇 ・ 三 七 一 九	〇 ・ 七 二 九 一	〇 ・ 五 八 九 七	
三、 〇、 一〇〇 円	三、 〇、 一〇〇 円	二、 四、 三〇〇 円	二、 四、 三〇〇 円	三、 三、 三〇〇 円	三、 三、 三〇〇 円	三、 三、 六〇〇 円	三、 三、 六〇〇 円	四、 八、 三〇〇 円	四、 八、 三〇〇 円	四、 〇、 七〇〇 円	四、 〇、 七〇〇 円	三、 三、 二〇〇 円	三、 三、 二〇〇 円	四、 一、 四〇〇 円	四、 一、 四〇〇 円	三、 三、 三〇〇 円	三、 三、 三〇〇 円	五、 六、 八〇〇 円	四、 六、 一〇〇 円	

県宮岩沼千貫住宅							県宮岩沼相の原住 宅 (身体障害者向け 住宅)		県宮岩沼相の原住 宅												
同							同		同												
同	同	昭 和 六 十 一 年 度	同	同	同	昭 和 五 十 五 年 度	同	昭 和 五 十 一 年 度	昭 和 五 十 六 年 度	同	同	同	同	同	昭 和 五 十 一 年 度	同	同	同	同	昭 和 五 十 年 度	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六八・四	六〇・一	六〇・一	六七・五	六七・五	五九・二	五九・二	五七・九	五七・九	六一・八	五七・九	五七・九	五七・九	五一・三	五一・三	五一・三	五一・二	四六・五	四六・五	四六・五	四六・五	
〇・九三五二	〇・九四五二	〇・九三五二	〇・九四五二	〇・九三五二	〇・九四五二	〇・九三五二	〇・九八四三	〇・九八四三	〇・九三四	〇・九八四三	〇・九三四	〇・九三四	〇・九八四三	〇・九三四	〇・九三四	〇・九三四	〇・九八四三	〇・九三四	〇・九三四	〇・九三四	
〇・五八六六	〇・五二〇九	〇・五二五四	〇・五三四七	〇・五二九〇	〇・四六八九	〇・四六三九	〇・四四七六	〇・四四七六	〇・四八五二	〇・四八一一	〇・四二四九	〇・四二四九	〇・四二七一	〇・三七六四	〇・三七六四	〇・三六九四	〇・三八四八	〇・三三五五	〇・三三五五	〇・三三五五	
五四、二〇〇円	四七、四〇〇円	四七、四〇〇円	四七、六〇〇円	四七、六〇〇円	四一、八〇〇円	四一、八〇〇円	三九、四〇〇円	三八、八〇〇円	四八、四〇〇円	五三、九〇〇円	三九、四〇〇円	三八、八〇〇円	四八、一〇〇円	三四、七〇〇円	三四、二〇〇円	三〇、八〇〇円	四八、四〇〇円	三三、三〇〇円	三〇、三〇〇円	三〇、三〇〇円	

県宮築館久伝住宅			県宮鷺沢柳沢住宅			県宮若柳川南第二 住宅		県宮築館萩沢住宅		県宮若柳川南住宅			県宮追萩洗住宅				県宮登米前舟橋住 宅			
同			同			同		同		栗原市			同				登米市			
同	同	平 成 四 年 度	同	平 成 三 年 度	平 成 二 年 度	同	平 成 元 年 度	昭 和 五 十 六 年 度	同	同	同	同	平 成 七 年 度	同	同	同	平 成 四 年 度	同	平 成 三 年 度	同
同	同	中層耐 火造	同	同	同	同	木造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中層耐 火造	同	木造	同
六八・〇	六五・三	五六・九	七一・六	七一・六	六八・四	六七・二	六一・八	七九・四	六七・四	五六・〇	六九・〇	六六・〇	七八・三	六五・二	六四・七	五一・六	六八・七	六八・七	六八・四	六八・四
〇・九七三三	〇・九七三三	〇・九七三三	〇・九五四三	〇・九五四三	〇・九五四三	〇・九五四三	〇・九三三三	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	〇・九九四一	〇・九九四一	〇・九九四一	〇・九九四一	〇・九九四一	〇・九九四一	〇・九八一〇	〇・九七七八	〇・九四五一	〇・九四五一
〇・六一五二	〇・五九〇八	〇・五一四七	〇・五二四五	〇・五一八一	〇・四七四六	〇・四六六二	〇・四五三三	〇・七五八三	〇・六四三七	〇・五三四八	〇・六五五一	〇・六二六六	〇・七三三五	〇・六二四	〇・五九七八	〇・四七六八	〇・五一七四	〇・五一五七	〇・五九二九	〇・五九二九
四九、九〇〇円	四八、〇〇〇円	四一、七〇〇円	二七、四〇〇円	二七、五〇〇円	三〇、三〇〇円	二九、八〇〇円	四二、三〇〇円	一一〇、九〇〇円	九六、九〇〇円	八四、八〇〇円	九四、七〇〇円	九一、四〇〇円	五五、二〇〇円	四五、九〇〇円	四五、九〇〇円	三六、四〇〇円	三三、八〇〇円	三三、六〇〇円	五四、二〇〇円	五四、二〇〇円

県営古川福浦住宅	県営鹿島台福戸住宅				県営鳴瀬中央第二住宅	県営矢本赤井住宅				県営鳴瀬中央住宅	県営鳴瀬小野住宅			県営矢本下浦住宅					県営若柳新堤下住宅		
同	大崎市				同	同				同	同			東松島市					同		
同	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	
同	木造	同	同	中層耐火造	同	同	同	同	同	同	同	木造	同	同	同	同	同	同	同	中層耐火造	木造
六八・八	六八・〇	五五・九	五七・九	五一・二	七九・四	七三・三	七二・九	七三・三	七二・九	六七・五	六七・五	六七・五	五九・三	五七・〇	五七・〇	五五・九	五一・二	四六・五	七七・六		
〇・九三七二	〇・九三七二	〇・九二四〇	〇・九二四〇	〇・九二四〇	〇・九六五二	〇・九八三七	〇・九八三七	〇・九八三七	〇・九八三七	〇・九二五四	〇・九二二三	〇・九二二三	〇・九四六七	〇・九四六七	〇・九四六七	〇・九四六七	〇・三九四三	〇・三九四三	〇・九四六七	〇・九四六七	
〇・四七六八	〇・四七二三	〇・三七八六	〇・三八五六	〇・三四一〇	〇・六二四二	〇・五五三五	〇・五五〇五	〇・五五六七	〇・五五三八	〇・四六一九	〇・四五四一	〇・四四八二	〇・四二五三	〇・四〇八八	〇・四〇三三	〇・三八七九	〇・三四九三	〇・三一七三	〇・五八七八		
三三、一〇〇円	三三、〇〇〇円	三三、九〇〇円	三五、一〇〇円	三三、〇〇〇円	九九、五〇〇円	二四、五〇〇円	二四、五〇〇円	二四、六〇〇円	二四、六〇〇円	三三、一〇〇円	三四、九〇〇円	三五、三〇〇円	四三、六〇〇円	四二、二〇〇円	三九、〇〇〇円	三八、八〇〇円	三四、三〇〇円	三一、九〇〇円	五七、四〇〇円		

県営蔵王井戸井住宅				県営松山金谷住宅				県営古川李塚住宅(老人世帯向け住宅)				県営古川李塚住宅					県営三本木西浦住宅		
刘田郡蔵王町				同				同				同					同		
同	平成六年度	同	同	同	同	平成四年度	平成十四年度	平成十四年度	同	同	平成十四年度	同	同	同	同	同	平成四年度	平成元年度	同
同	同	同	同	中層耐火造	同	木造	高層耐火造	中層耐火造	同	同	高層耐火造	同	中層耐火造	同	同	同	高層耐火造	同	同
六九・〇	六六・〇	六八・〇	六五・三	五六・九	七八・二	七七・八	六五・一	五四・六	七五・一	六五・一	六三・二	七八・九	六七・一	七七・三	六八・八	六八・七	六〇・三	六七・五	六九・二
〇・九八五二	〇・九八五二	〇・九八五二	〇・九八五二	〇・九八五二	〇・九六四六	〇・九六四六	〇・九七八三	〇・九七八三	〇・九七八三	〇・九七八三	〇・九七八三	〇・九七八三	〇・九七八三	〇・九七八三	〇・九七八三	〇・九七八三	〇・九七八三	〇・九五五四	〇・九三七二
〇・六四六四	〇・六八二二	〇・六三七七	〇・五九八〇	〇・五二一〇	〇・五八六一	〇・五八三一	〇・六二六九	〇・五一六九	〇・七三三三	〇・六二六九	〇・六〇八七	〇・七四六九	〇・六三三二	〇・七〇二九	〇・六二五六	〇・六二四七	〇・五四八三	〇・四六七八	〇・四七九六
九〇、一〇〇円	八七、〇〇〇円	五四、〇〇〇円	五一、九〇〇円	四五、二〇〇円	五五、九〇〇円	五五、六〇〇円	一一、七〇〇円	九六、七〇〇円	一一、二、四〇〇円	一一、七〇〇円	九九、六〇〇円	一一五、〇〇〇円	一一、三〇〇円	五五、四〇〇円	五二、〇〇〇円	五二、〇〇〇円	四三、二〇〇円	二八、一〇〇円	三三、一〇〇円

県営柴田船迫住宅										県営村田石生住宅		県営大河原結ヶ丘住宅						県営大河原上谷住宅	
柴田郡柴田町										柴田郡村田町		同						柴田郡大河原町	
同	同	平成四年度	同	同	同	昭和三十九年度	同	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	同	同	同	同	平成六年度	同	昭和三十九年度
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中層耐火造	同	同	同	同	同	同	木造	同	同
七二・八	六六・八	四八・三	六四・六	六四・六	六〇・五	六〇・五	六一・八	六一・八	五九・三	五九・三	六六・二	六六・二	七九・九	七九・五	七五・一	七四・七	七四・七	五一・二	五一・二
〇・九八八〇	〇・九八八〇	〇・九八八〇	〇・九四八〇	〇・九三八〇	〇・九四八〇	〇・九三八〇	〇・九四八〇	〇・九三八〇	〇・九三八〇	〇・九三八〇	〇・九六六七	〇・九六六七	〇・九五五六	〇・九五五六	〇・九五五六	〇・九五五六	〇・九五五〇	〇・九一〇〇	〇・九〇〇〇
〇・六六八六	〇・六三三四	〇・四四三五	〇・五三九一	〇・五三三五	〇・五〇四九	〇・四九九六	〇・四六五四	〇・四六〇五	〇・四三九七	〇・四三五一	〇・四二七〇	〇・四〇六一	〇・六〇五〇	〇・六二〇〇	〇・五六八七	〇・五六五七	〇・五六五〇	〇・三三五八	〇・三三二一
五八、一〇〇円	五七、八〇〇円	四〇、二〇〇円	四九、六〇〇円	四九、六〇〇円	四六、八〇〇円	四六、八〇〇円	四九、六〇〇円	四九、六〇〇円	四〇、一〇〇円	四〇、一〇〇円	三五、八〇〇円	三四、八〇〇円	一二五、〇〇〇円	一二四、四〇〇円	一二七、六〇〇円	一二六、九〇〇円	一二六、九〇〇円	三三、七〇〇円	三三、七〇〇円

県営巨理下茨田住宅						県営丸森神明住宅		県営柴田槻木住宅(老人世帯向け住宅)			県営柴田槻木住宅(身体障害者向け住宅)			県営柴田槻木住宅				県営柴田東船岡住宅		
巨理郡巨理町						伊具郡丸森町		同			同			同				同		
昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	
同	同	同	同	中層耐火造	同	木造	同	高層耐火造	中層耐火造	同	高層耐火造	中層耐火造	同	同	同	高層耐火造	中層耐火造	同	木造	
六〇・七	六〇・七	六〇・七	五七・〇	五一・三	六九・六	六九・六	五八・九	五〇・五	五〇・五	六八・八	五〇・五	五〇・五	七八・九	六八・八	六八・八	五八・九	六八・八	七六・六	七四・七	
〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五九八	〇・九五九八	〇・九五九八	〇・九五九八	〇・九五九八	〇・九五九八	〇・九五九八	〇・九五九八	〇・九五九八	〇・九五九八	〇・九五九八	〇・九五九八	〇・九五九八	〇・九五九八	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇
〇・五〇七七	〇・四九三五	〇・四八六四	〇・四三三五	〇・三六三三	〇・五〇〇三	〇・四九四〇	〇・五六三九	〇・四八三五	〇・四八三五	〇・六五八七	〇・四八三五	〇・四八三五	〇・七五五四	〇・六五八七	〇・六五八七	〇・五六三九	〇・六五八七	〇・五六五四	〇・五五一四	
四六、五〇〇円	四八、二〇〇円	四四、八〇〇円	三七、五〇〇円	三七、六〇〇円	二九、五〇〇円	三〇、九〇〇円	九九、七〇〇円	八五、〇〇〇円	八五、三〇〇円	一一六、三〇〇円	八五、〇〇〇円	八五、三〇〇円	一三三、三〇〇円	一一六、三〇〇円	一一五、八〇〇円	九九、四〇〇円	一一六、三〇〇円	五七、一〇〇円	五五、七〇〇円	

宅 県営浦谷田町裏住	宅 県営浦谷中島住宅	宅 県営中新田羽場住						宅 県営中新田田川住	宅 県営大和吉岡南住	宅 県営七ヶ浜松ヶ浜住宅							宅 県営七ヶ浜遠山住				
同	遠田郡浦谷町	同						加美郡加美町	黒川郡大和町	同							宮城郡七ヶ浜町				
昭和六十三年	同	昭和五十六年	同	平成八年度	同	平成五年度	同	平成四年度	同	平成五年度	同	同	同	同	平成三年度	同	同	同	同	平成二年度	昭和四十九年
木造	同	中層耐火造	同	同	同	同	同	木造	同	中層耐火造	同	同	同	同	高層耐火造	同	同	同	同	同	同
六六・四	六七・五	五九・二	七九・九	七八・七	七六・六	七四・七	七三・六	六八・七	六九・〇	六六・〇	七五・六	六五・五	六四・七	五五・四	七七・七	六四・六	六四・〇	五一・〇	四六・五	四六・五	
〇・九四八〇	〇・九〇四一	〇・九〇四一	〇・九七〇一	〇・九七〇一	〇・九七〇一	〇・九七〇一	〇・九七四七	〇・九七四七	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	〇・九六二六	〇・九六二六	〇・九六二六	〇・九六二六	〇・九六二六	〇・九六二六	〇・九六二六	〇・九六二六	〇・四四四三	〇・九五〇〇	
〇・四六五五	〇・四八四八	〇・四二五二	〇・六三三三	〇・六二二八	〇・五八四三	〇・五六九九	〇・五五七四	〇・五三〇三	〇・六四九八	〇・六二二五	〇・六六七五	〇・五七八三	〇・五七二二	〇・四八九一	〇・六七六八	〇・五六二七	〇・五五七五	〇・四四四三	〇・三二二九	〇・四四四三	
三〇、二〇〇円	四六、二〇〇円	四〇、九〇〇円	一一九、四〇〇円	一一七、六〇〇円	五四、〇〇〇円	五三、七〇〇円	三一、七〇〇円	二九、五〇〇円	八六、一〇〇円	八三、二〇〇円	六四、七〇〇円	五六、〇〇〇円	五五、三〇〇円	四七、四〇〇円	六九、三〇〇円	五七、六〇〇円	五七、一〇〇円	四五、五〇〇円	二三、六〇〇円	四五、五〇〇円	

公 告

備考 応益係数は、公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）第二条第一項各号に掲げる数値を乗じて得た数である。

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

宅 県営小牛田峯山住	宅 遠田郡美里町	同	昭和五十六年	昭和五十五年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六八・四	六〇・一	五九・三	五九・三	五九・三	五九・三	五九・三	五九・三	五九・三	五九・三	五九・三	五九・三	五九・三	五九・三	五九・三	五九・三	五九・三	五九・三	五九・三	五九・三	五九・三	五九・三
〇・九三三三	〇・九三三三	〇・九三三三	〇・九三三三	〇・九三三三	〇・九三三三	〇・九三三三	〇・九三三三	〇・九三三三	〇・九三三三	〇・九三三三	〇・九三三三	〇・九三三三	〇・九三三三	〇・九三三三	〇・九三三三	〇・九三三三	〇・九三三三	〇・九三三三	〇・九三三三	〇・九三三三	〇・九三三三
〇・五〇六一	〇・四四四七	〇・四三三〇	〇・四一八四	〇・四一八四	〇・四一八四	〇・四一八四	〇・四一八四	〇・四一八四	〇・四一八四	〇・四一八四	〇・四一八四	〇・四一八四	〇・四一八四	〇・四一八四	〇・四一八四	〇・四一八四	〇・四一八四	〇・四一八四	〇・四一八四	〇・四一八四	〇・四一八四
五二、一〇〇円	四六、四〇〇円	三六、一〇〇円	三八、七〇〇円	三八、七〇〇円	三八、七〇〇円	三八、七〇〇円	三八、七〇〇円	三八、七〇〇円	三八、七〇〇円	三八、七〇〇円	三八、七〇〇円	三八、七〇〇円	三八、七〇〇円	三八、七〇〇円	三八、七〇〇円	三八、七〇〇円	三八、七〇〇円	三八、七〇〇円	三八、七〇〇円	三八、七〇〇円	三八、七〇〇円

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和六年一月十二日 宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 県庁舎等清掃業務 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 令和六年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 4 履行場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号ほか

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立て

をしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、

又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号。以下「建築物衛生法」という。）第十二条の二第一項第一号又は第八号の事業について、同項の規定による知事の登録を受けている者であること。

9 建築物衛生法第十二条の二第一項第七号の事業について、同項の規定による知事の登録を受けている者であること。

10 令和二年度以降において、延べ床面積一万平方米メートル以上の建物に係る本件業務と同種の業務を受託し、十二か月以上継続して履行した実績を有すること。

11 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、宮城県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五）へ令和六年一月二十四日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システム（以下「システム」という。）の利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所及び問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県総務部管財課調整班（担当 阿部 祐花 電話〇二二一二一一三三五一）

3 書面による入札説明書及び仕様書の交付期限 令和六年一月二十九日（月）午後五時まで。た

だし、郵送による交付を希望する場合は、令和六年一月二十四日(水)まで2宛で申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和六年一月二十九日(月)午前九時から令和六年二月六日(火)午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和六年一月二十九日(月)午前九時から令和六年二月六日(火)午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。  
(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和六年二月十三日(火)午前九時から令和六年二月二十日(火)午後五時まで  
イ 日時 令和六年二月二十日(火)午後五時  
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。  
ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。  
6 開札の日時及び場所  
令和六年二月二十一日(水)午前十時 宮城県自治会館二階 二〇九会議室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者  
五 入札参加に当たっての注意事項

1 調査基準価格について 本人札は、財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第百条の二及び「清掃業務委託に係る履行能力確認調査実施要領(平成二十四年十二月十二日施行)」に基づき調査基準価格を設けるので、その調査基準価格を下回る入札があったときは、入札を保留し、必要な調査を行い、地方自治法施行令第六十七条の十第一項の規定により、予定価格の範囲内の価格で最低の価格の入札者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の入札者のうち最低価格の入札者を落札者とすることがある。

2 履行能力確認調査について

(一) 1の調査基準価格を下回る入札があり、入札が保留になったときは、最低価格入札者と契約することが、契約の適正履行及び公正な取引の秩序の観点から支障がないかを数値的判断基準により審査する。

また、当該審査により落札不適当とならなかった場合は、最低価格入札者からの関係資料の提出及び事情聴取並びに関係機関への照会その他の方法により、調査(以下「履行能力確認調査」という。)する。

(二) 具体的な調査方法、最低価格入札者が提出すべき資料等、履行能力確認調査に関する内容は、「清掃業務委託に係る履行能力確認調査実施要領」及び「清掃業務委託履行能力確認調査・審査基準」(平成二十四年十二月十二日施行)に規定されており、宮城県出納局契約課のホームページ(<https://www.preliminary.jp/soshiki/keiyaku/>)からダウンロードすることができる。  
3 業務委託費内訳書について

(一) 調査基準価格を下回る入札があったときは、調査基準価格を下回る入札を行った入札者から、入札書に記載されている入札価格に対応した業務委託費内訳書の提出を求める場合がある。

(二) 業務委託費内訳書は、書面により提出すること。

(三) 業務委託費内訳書の様式は任意であるが、最低限数量、単価、金額等を記載すること。  
4 調査基準価格を下回る価格で落札されたときの調査協力について この業務が調査基準価格を下回る価格で落札されたときは、業務の適正な履行を確保するため、履行期間中に必要な調査を行うことがある。その場合は、業務の受注者は次のとおり調査に協力しなければならない。

(一) 受注者は、その業務体制について記載した書類を作成し、宮城県からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。  
(二) 受注者は、業務を行うに当たり仕様書に基づき計画した内容について記載した書類を作成し、宮城県からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(三) (一)及び(二)に規定する書類について宮城県から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。  
5 長期継続契約について この業務は、年度当初から業務を開始する必要があることから地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び地方自治法施行令に基づき条列で定めた長期継続契約対象業務として契約締結を行う。したがって、この業務に係る歳出予算が不成立となったときは入札の中止や契約の解除を行うことがある。

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則第九十七条及び第九十八条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 財務規則第百条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、調査基準価格を下回る入札について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 有

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Service to be Procured : Cleaning of the Miyagi Prefectural Government Building and other locations (1 set)

2 Period of Implementation : April 1, 2024 to March 31, 2027

3 Place of Implementation : 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture, and other locations

4 Place and Deadline for Bid Submission : February 20, 2024 (Tue), 5 : 00 p.m. General Affairs Section, Property Management Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Government

5 Time and Place for Bid Selection : February 21, 2024 (Wed), 10 : 00 a.m. Conference Room 209, 2nd Floor, Miyagi Prefecture Jichikaikan Building

6 Contact Information : Yuka Abe, General Affairs Section, Property Management Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 Japan TEL: 022-211-2351

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。  
令和六年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 液体クロマトグラフ／トリプル四重極／イオントラップ併設型質量分析計 一式貸借

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 令和六年五月一日から令和十三年三月三十一日まで

4 履行場所 宮城県仙台市宮城野区幸町四丁目七番二号（宮城県保健環境センター）

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあつては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、宮城県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二一一三三三五）へ令和六年一月二十四日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システム（以下「システム」という。）の利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所及び問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課食品安全班（担当 栗野 尚弥 電話 〇二二二二二二二六四四）

3 書面による入札説明書及び仕様書の交付期限 令和六年二月一日（木）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、令和六年一月二十六日（金）まで2宛で申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査  
(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和六年一月二十五日（木）午前九時から令和六年二月二日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和六年一月二十五日（木）午前九時から令和六年二月二日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和六年二月七日（水）午前九時から令和六年二月十九日（月）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和六年二月十九日（月）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。  
 ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。  
 ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所  
 令和六年二月二十日(火) 午前九時三〇分 宮城県庁第三十三階 環境生活部食と暮らしの安全推進課

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者  
 五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。  
 2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十八条第一項第三号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないことなるおそれがあると認めるときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び百十四条の規定による。  
 4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 財務規則第百条の規定に基づいて作成された予定価格(以下「予定価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

11 詳細は、入札契約書による。

六 概要

Summary

- Nature and Quantity of the Service to be Procured: Leasing of liquid chromatograph and triple quadrupole ion trap mass spectrometer system (1 set)
- Period of Implementation: May 1, 2024 to March 31, 2031
- Place of Implementation: Room LC-MS/MS (S-302), 3rd floor, Miyagi Prefectural Health and Environment Center, 4-7-2 Sairai-cho, Miyagi-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture
- Place and Deadline for Bid Submission: February 19, 2024 (Mon), 5: 00 p.m. Food Safety Section, Food and Life Safety Promotion Division, Environment and Lifestyle Department, Miyagi Prefectural Government
- Time and Place for Bid Selection: February 20, 2024 (Tues), 9: 30 a.m. (provisional) Food and Life Safety Promotion Division, Environment and Lifestyle Department, Miyagi Prefectural Government (in office)
- Contact Information: Naomi Awano, Food Safety Section, Food and Life Safety Promotion Division, Environment and Lifestyle Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 Japan TEL: 022-211-2644

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和六年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
たかはし二丁目薬局	多賀城市高橋二丁目十五ー二十七	令和五年十二月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第六十五条の規定により、次のとおり育成医療及び更生医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和六年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	担当する医療の種類	所 在 地	辞 退 年 月 日
ミリオン薬局米山店	調剤	登米市米山町西野字西野前二二一―三	令和五年九月三十日
ミリオン薬局佐沼店	調剤	登米市迫町佐沼字小金丁四十九―一	令和五年九月三十日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和六年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 令和六年度離職者等再就職訓練事業（長期高度人材育成コース） 「保育士養成業務（Mコース）」 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 経済商工観光部産業人材対策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和五年十二月十八日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 学校法人三幸学園 東京都文京区本郷三丁目二十三番十六号
- 五 落札金額 三万九千円（一人当たりの月額単価・消費税及び地方消費税を除く。）
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和五年十一月七日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和六年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称 東松島市赤井字星場二百五十四番七
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） 東松島市赤井字有明二十二番地四 グリーン

ゲープルズB二〇二

瀬戸 正太

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。  
令和六年一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県警察WAN用端末装置賃貸借（R6W11）一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和五年十二月二十日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 リコーリース株式会社東北支社 仙台市青葉区中央四丁目六番一号
- 五 落札金額 一億七百万六千四百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和五年十一月七日

### 教育委員会

宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年一月十二日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第一号

宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則

宮城県立高等学校学則（昭和二十五年宮城県教育委員会規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表宮城県泉高等学校の項中

二四〇

を

二〇〇

に改め、同表宮城県

塩釜高等学校の項中

二八〇

を

二四〇

に改め、同表宮城県名取北高等学校の項中

二八〇

を

二四〇

に改め、同表宮城県登米高等学校の項、宮城県岩ヶ崎高等学校の項

及び宮城県岩出山高等学校の項中

二〇
を
八〇

に改め、同表宮城県鹿島台商業高

等学校の項中

男女
一一〇
を
男女
八〇

に改め、同表宮城県大河原商業高等学校

の項中

男女
八四四〇〇
を
男女
四〇〇

に改め、同表宮城県柴田農林高等学校の項中

に改め、同表宮城県大河原産業高等学校の項中

男女
四四四四〇〇〇
を
男女
四〇〇

に改め、同表宮城県巨理高等学校の項中

男女
一一四八〇〇〇
を
男女
一一四八〇〇〇

食品化学科を食品科学科に、商業科三年男女四〇を

商業科三年男女に改め、同表宮城県松島高等学校の項中

八〇一一〇を八〇八〇に改め、同表宮城県浦谷高等学校の項中

男女一一〇を男女一一〇に改め、別表第一第二号の表宮城県宮城第一高等学校

の項中
宮城県宮城第一高等学校
普通科
理科
数学
国際探究科
三年
三年
三年
男女
二〇〇〇
二〇〇〇
二〇〇〇
二〇〇〇
二〇〇〇
二〇〇〇
を
男女
二〇〇
二〇〇
二〇〇
二〇〇
二〇〇
二〇〇
二〇〇
八〇〇
二〇〇

宮城県宮城第一高等学校を改め、同表宮城県宮

宮城県宮城野高等学校の項中

宮城県宮城野高等学校
普通科
美術科
三年
三年
三年
男女
男女
二〇〇〇
二〇〇〇
二〇〇〇
二〇〇〇
二〇〇〇
二〇〇〇
を
二〇〇〇
二〇〇〇
一八四〇〇

宮城県宮城野高等学校を改める。

別表第二第一号の表宮城県大河原商業高等学校の項中

男女
四〇

に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会告示第一号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和六年一月十二日

宮城県教育委員会

教育長 佐藤 靖彦

一日時 令和六年一月十七日 午後一時三十分

二場所 教育委員会会議室

三事件

第一号議案 職員の人事について

第二号議案 県立高等学校将来構想審議会委員の人事について

第三号議案 宮城県美術館協議会委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。  
六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二一三六一）

### 選挙管理委員会

#### ○宮選管告示第一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第一百十条の五の規定により交付した左記の証票は、令和五年十二月一日以降無効とする。

令和六年一月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

記

証票番号	第三号の〇〇四
------	---------

証票番号	第三号の〇五五
------	---------

#### ○宮選管告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

令和六年一月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
---------	--------	----------	------------	-------

浅野雅幸後援会	浅野 雅幸	浅野 雅幸	黒川郡大和町吉岡字西原二六―四	令和五年十二月十二日
---------	-------	-------	-----------------	------------

伊藤雅代後援会	伊藤 雅代	伊藤 東	刈田郡蔵王町遠刈田温泉小妻坂七	令和五年十一月二十九日
---------	-------	------	-----------------	-------------

佐藤しんや後援会	佐藤 伸哉	佐藤麻利子	名取市田高字南三四九―二	令和五年十一月二十九日
----------	-------	-------	--------------	-------------

二階堂充後援会	二階堂 充	二階堂 充	名取市手倉田字諏訪二五八―一	令和五年十二月十二日
---------	-------	-------	----------------	------------

村上正文後援会	村上 正文	村上 その	刈田郡蔵王町大字円田字桔梗山五四―二七	令和五年十二月十九日
---------	-------	-------	---------------------	------------

門間純一後援会	門間 純一	門間真由美	黒川郡大和町吉岡東二―二一九	令和五年十二月十三日
---------	-------	-------	----------------	------------

#### ○宮選管告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和六年一月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
---------	--------	------	---	---	-------

参政党宮城第1支部	渡部東一郎	会計責任者の氏名	遠藤 明	杉本 優	令和五年十二月一日
-----------	-------	----------	------	------	-----------

参政党宮城第5支部	ローレンス 綾子	主たる事務所の所在地	仙台市太白区秋保町馬場字滝原九五―三二	登米市中田町石森字新中田二八―三	令和五年十二月一日
-----------	----------	------------	---------------------	------------------	-----------

参政党宮城第4支部	菅原 勇一	代表者の氏名	菅原 勇一	千葉久美子	令和五年十二月七日
-----------	-------	--------	-------	-------	-----------

日本維新の会衆議院宮城県第2選挙区支部	早坂 敦	政治団体の名称	日本維新の会衆議院宮城県第2選挙区支部	日本維新の会衆議院宮城県第4選挙区支部	令和五年十二月十四日
---------------------	------	---------	---------------------	---------------------	------------

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
---------	--------	------	---	---	-------

大河原ふゆこを育てる会	大河原美由子	主たる事務所の所在地	仙台市宮城野区元寺小路三〇六―一三	仙台市宮城野区榴ヶ岡一〇五―二	令和五年十一月一日
-------------	--------	------------	-------------------	-----------------	-----------

くまがい大後援会	遠藤 公也	代表者の氏名	遠藤 公也	菅井 茂	令和五年十二月七日
----------	-------	--------	-------	------	-----------

自由民主党宮城県青年議員連盟 横山 隆光 代表者 横山 隆光 令和五年十一月三十日

の氏名 渡辺 重益 庄田 圭佑

大志会 遠藤 公也 代表者 遠藤 公也 菅井 茂 令和五年十二月七日

平岡しずか後援会 平岡 静香 主たる事務 富谷市明石台二丁目一六番地一 富谷市あけの平 令和五年十一月一日

宮城県税理士政治連盟 武田 孫市 会計責任者 千葉 勇喜 有坂 信彦 令和五年七月二十一日

守屋もりたけ後援会 守屋 守武 主たる事務 気仙沼市長磯浜 気仙沼市松崎高 令和五年十一月二十三日

○宮選管告示第四号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

令和六年一月十二日

宮城県選挙管理委員会  
委員長 皆 川 章 太郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

岸田清実賛助会 岸田 清実 令和五年十二月一日

岸田清実連合後援会 太田 巖 令和五年十二月一日

平井みどりと歩む会 平井 緑子 令和五年十二月十五日

緑の会 平井 緑子 令和五年十二月十五日

○宮選管告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和六年一月十二日

宮城県選挙管理委員会  
委員長 皆 川 章 太郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（資金管理団体）  
岸田清実賛助会

資金管理団体の届出をした者の氏名 岸田 清実  
資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員  
報告年月日 5.12.5（5.12.1解散）

1 収入総額 0  
2 支出総額 0  
平井みどりと歩む会

資金管理団体の届出をした者の氏名 平井 緑子  
資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市議会議員  
報告年月日 5.12.18（5.12.15解散）

1 収入総額 0  
2 支出総額 0  
（その他の政治団体）

岸田清実連合後援会  
報告年月日 5.12.5（5.12.1解散）  
1 収入総額 822,599  
前年繰越額 397  
本年収入額 822,202

2 支出総額 822,599  
3 本年収入の内訳  
個人の党費・会費 (47人) 52,000  
寄附 770,202

個人分 770,202  
4 支出の内訳  
経常経費 773,689  
光熱水費 109,482  
備品・消耗品費 117,523  
事務所費 546,684  
政治活動費 48,910  
組織活動費 48,910

5 寄附の内訳 [個人分]

5 寄附の内訳 [個人分]

岸田 清実 770.202 仙台市太白区  
緑の会

報告年月日 5. 12. 18 (5. 12. 15解散)

1 収入総額	378,015
本年収入額	378,015
2 支出総額	378,015
3 本年収入の内訳	378,015
寄附	378,015
個人分	378,015
4 支出の内訳	378,015
政治活動費	378,015
機関紙誌の発行その他の事業費	307,615
宣伝事業費	307,615
その他の経費	70,400
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
平井 緑子	378,015 仙台市青葉区

○宮選管告示第六号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。  
令和六年一月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
大河原美由子	大河原ふゆこを育てる会	主たる事務所所在地	仙台市宮城野区元寺小路三〇六一一三	仙台市宮城野区榴ヶ岡一〇五一二	令和五年十一月一日
平岡 静香	平岡しずか後援会	主たる事務所所在地	富谷市あけの平一〇二一一	富谷市明石台二一〇九一六	令和五年八月二十五日
平岡 静香	平岡しずか後援会	主たる事務所所在地	富谷市明石台二一九一六	富谷市あけの平一〇二一一	令和五年十一月一日

守屋 守武 守屋もりたけ後 主たる事務所 気仙沼市長磯浜二 一〇九 令和五年  
八一一 十一月二十三日  
援会

○宮選管告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨届出があった。  
令和六年一月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の名称 資金管理団体でなくなった年月日

岸田 清実 岸田清実賛助会 令和五年十二月一日

平井 緑子 平井みどりと歩む会 令和五年十二月十五日

○宮選管告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった令和四年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、令和五年宮選管告示第二十六号の一部を次のとおり改める。  
令和六年一月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

自由民主党鳴瀬支部の令和四年分収支報告書の要旨の

3 本年収入の内訳中

「個人の党費・会費 (22人) 22,000」や「個人の党費・会費 (27人) 54,000」に

「本部又は支部から供与された交付金に係る収入 204,000」や

「本部又は支部から供与された交付金に係る収入 150,000」に

「自由民主党宮城県支部連合会 204,000」や「自由民主党宮城県支部連合会 150,000」に

「その他収入 5」や「その他収入 22,005」に

「一件十万円未満のもの 5」や「一件十万円未満のもの 22,005」に改める。

自由民主党本吉町支部の令和四年分収支報告書の要旨の

3 本年収入の内訳中

「個人の党費・会費 (55人) 320,000」や「個人の党費・会費 (55人) 120,000」に

改め、次の行に

<p>「本部又は支部から供与された交付金に係る収入 自由民主党宮城県支部連合会 ガイアエーの会の令和四年分収支報告書の要旨の 収入総額中</p>	<p>「宮城県歯科医師連盟 自由民主党宮城県支部連合会 わたなべ拓後援会の令和四年分収支報告書の要旨の 収入総額中</p>
<p>「1 収入総額 「本年収入額 3 本年収入の内訳中 「寄附 「個人分 「政治団体分 5 寄附の内訳中</p>	<p>「1 収入総額 「本年収入額 3 本年収入の内訳中 「寄附 「個人分 「政治団体分 5 寄附の内訳中</p>
<p>「左々木 巖 〔政治団体分〕 自由民主党宮城県支部連合会 仁田和廣政策研究会の令和四年分収支報告書の要旨の 3 本年収入の内訳中 「個人の党費・会費 「個人の党費・会費 「 寄附 政治団体分 4 寄附の内訳 〔政治団体分〕 自由民主党宮城県支部連合会 村上智行後援会の令和四年分収支報告書の要旨の 1 収入総額中</p>	<p>「年間五万円以下のもの 〔政治団体分〕 自由民主党宮城県支部連合会 明日の宮城の農村を考える会(宮城原土地改良政治連盟)の令和四年分収支報告書の要旨の 1 収入総額中 「1 収入総額 「本年収入額 2 支出総額中 「2 支出総額 3 本年収入の内訳中 「その他の収入 「農山漁村振興セミナー会費 「金銭以外のものによる寄附相当分 4 支出の内訳中 「政治活動費 「選挙関係費 佐々木幸士後援会の令和四年分収支報告書の要旨の 1 収入総額中 「1 収入総額 「本年収入額</p>
<p>200,000 200,000」 を加える。 3,252,447」 1,400,000」 1,400,000」 を加える。 1,300,000」 を「寄附 1,300,000」 6次の行に 100,000」 を加える。 1,300,000 宮城県大崎市」 6次の行に を加える。 100,000 仙台市青葉区」 を加える。 7,400,000」 を 6,625,000」 を「本年収入額 775,000」 775,000 政治団体分 775,000 を加える。 775,000 仙台市青葉区」 5,103,907」 5,034,004」 5,034,004」 を「寄附 4,534,000」 を「政治団体分 300,000」 800,000」 を「本年収入額 5,034,000」 を「寄附 4,534,000」 を「政治団体分 300,000」 800,000」 を「本年収入額</p>	<p>100,000 500,000 仙台市青葉区」 を加える。 3,368,158」 859,000」 639,000」 を「寄附 539,000」 6次の行に 100,000」 を加える。 439,000」 6次の行に 100,000 仙台市青葉区」 を加える。 9,607,375」 3,773,293」 6,131,147」 1,107,293」 140,000」 6次の行に 222,254」 を加える。 4,613,487」 1,980,080」 3,901,619」 3,470,000」 3,870,000」</p>

3 本年収入の内訳中				
「寄附」	700,000」	や「寄附	1,100,000」	と計る。
「政治団体分	200,000」	や「政治団体分	600,000」	と計る。
5 雑費の区別中				
「自由民主党宮城県仙台市太白区第二支部	200,000	仙台市太白区」	の区に	
「自由民主党宮城県支部連合会	400,000	仙台市青葉区」	の区に	

### 監 査 委 員

#### ○宮城県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第14項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和6年1月12日

宮城県監査委員	佐々木	喜	藏
宮城県監査委員	佐々木	功	悦
宮城県監査委員	成	田	由加里
宮城県監査委員	吉	田	計

記

1 監査委員の報告日

令和5年8月28日

2 通知のあった日

令和5年10月30日

3 監査委員の報告内容及び措置の内容

公営事業課及び水道経営課

(1) 監査委員の報告の内容

公営事業課及び水道経営課において、工業用水道事業会計の消費税及び地方消費税の納付が未納となり延滞金の支払いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

令和3年度分工業用水道事業会計の消費税及び地方消費税の確定申告時に、申告書の記載誤りにより消費税が未納となり、修正申告が完了するまでの間の延滞金1,700円が発生し、支払ったもの。

#### (2) 措置の内容

記載箇所誤りにより修正申告が必要となったことから、マニュアルをより具体的な内容に改めたほか、チェックリストの項目見直しを行った。今後これらの対策により再発防止に努めていく。